

府当局、懲戒基準の一部改正を提案 パワハラ、児童生徒への人権侵害する発言を追加

本日11月12日、大阪府当局は、府高教・府労組連に対し、「懲戒処分基準の一部改正」について提案しました。国のハラスメント法改正に伴い、パワハラの人権侵害を定めるものです。また、教育現場において、「体罰には該当しないものの、児童又は生徒の人権を侵害する発言により精神的な苦痛を与える事案が発生している」ことから、「当該行為が懲戒事由に該当することを明示するため」に懲戒基準を定めるとしています。

懲戒処分基準の一部改正について(提案)

3 改正内容

(1) パワー・ハラスメントについての懲戒処分基準について、人事院で定める国家公務員に対する懲戒処分の指針に準じて以下のとおり条例別表に追加する。

項	非違行為	標準的な懲戒処分の種類
(改正前)一 (改正後)24	職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、相手の人格若しくは尊厳又は勤務環境を害することとなるもの(以下「過度な叱責等」という。)により、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えること。	戒告、減給又は停職
(改正前)一 (改正後)25	過剰な叱責等を行ったことについて指導、注意を受けたにもかかわらず、これを繰り返すこと。	減給又は停職
(改正前)一 (改正後)26	二十四の項目のうち、相手を郷土の精神的なストレスの重責による精神疾患に罹患させること。	減給、停職又は免職

(2) 児童又は生徒の人権を侵害する発言等についての懲戒処分基準について、体罰に関する懲戒処分の基準に準じて以下の通り条例別表に追加する。

項	非違行為	標準的な懲戒処分の種類
(改正前)一 (改正後)29	児童又は生徒の人権を侵害する発言その他精神的な苦痛を与える言動をすること。	戒告、減給又は停職

(中略)

4 実施時期 公布の日(令和2年9月議会(後半)に条例改正案を提出予定)

5 協議期限 令和2年11月19日

ハラスメント根絶には、労働環境の改善、ゆとりある職場が必須です

府当局は、「改正は明確化のため」「これまでと基準は変わらない」と説明しています。府高教は今後、現場の立場で府教委との交渉を行います。引き続き、安心して働ける職場の実現のために全力をあげます。

＼だからみんなで！ あなたも府高教へ！／